

感対第 213 - 4号  
令和 5年 5月 1日

さいたま市  
川越市  
川口市  
越谷市

} 保健所長 様

埼玉県保健医療部感染症対策課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更について (通知)

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令及び新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設等を廃止する件の公布について」

(令和5年4月28日付け厚生労働省健康局長通知)において、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) 第44条の2第3項の規定に基づき、厚生労働大臣から令和5年5月7日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月8日に同法の5類感染症に位置付けられることとなったことを踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 (平成 10 年厚生省令第 99号) の一部を改正するとともに、関係告示を廃止することが示されたところです。

つきましては、令和5年5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に係る発生届の提出や日次報告は不要となることをお知らせします。

なお、今後は指定医療機関による届出対象疾病となり、当該届出を基に感染動向を把握することとなります。

内容を御了知いただき、管内の医師会非会員の医療機関あて周知いただきますようお願いいたします。

感染症対策課

感染症・新型インフルエンザ対策担当  
(制度担当)

TEL : 048-830-7525

Email : a7500-14@pref.saitama.lg.jp